

▶ 外貨両替の上限額設定のお知らせ

平素より、佐賀銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行は、「外国為替および外国貿易法」や「犯罪収益移転防止法」、また金融庁の「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を適切に実施するため、お客さまからの外貨両替のご依頼につきまして、代り金の種類に応じてお取引の上限額を設けさせていただきます。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代り金の決済方法	お取引の上限額
現金	30万円相当額
口座振替	200万円相当額

- 上限額は、当日の適用相場（C/S C/B）で換算いたします。
（外貨預金からの振替の場合は、当行で別に定める相場で換算します。）
- 口座振替の口座はご依頼人と同一名義で、法令上の確認済みのご口座とさせていただきます。
- 口座振替による外貨両替の場合でも、ご依頼日以前の短期間に送金原資を現金で入金された場合は、現金による外貨両替と同様のお取扱とさせていただきます。
- 口座振替取引の場合、通帳(および外国通貨販売の場合は届出印)が必要となります。

※ 上記によるお取扱開始日： 2019年4月1日 より

＜ご参考＞

- ・ お取扱通貨：米ドル・ユーロ・中国人民元・韓国ウォン
- ・ 外貨両替店：本店営業部・鳥栖・多久・唐津・武雄・鹿島・嬉野・伊万里・佐世保・福岡・博多駅東